

呉訥撰・若山拯訓読『祥刑要覧』の訳注（九）

佐 立 治 人

目 次

はじめに

序 文 篇

本 文 篇

まえおき

第一章 經典大訓

第二章 先哲論議

第一節から第七節（以上、五十九卷一、六十六卷二

号、六十七卷二、三、四号、六十八卷一、六

十九卷四号、七十卷四号）

第八節 無訟の見せかけ

第三章 善者為法

第一節 于公

第二節 寒朗

第三節 郭弘（以上、本号）

第八節 無訟の見せかけ

岩村藩刊本の第二十二丁表第六行から第二十三丁表第六行までを第八節とする。この部分は、劉基（一三一―一三七五）の「書蘇伯脩御史断獄記後（蘇伯脩御史断獄記の後に書す）」の写しである。劉基は、字は伯温、元の元統元年（二三三三）の進士。明の太祖の功臣。誠意伯に封じられた。『明史』巻一八に伝がある。『誠意伯文集』（『景印四庫全書』所収）巻七に収められている「書蘇伯脩御史断獄記後」の文章と『祥刑要覧』所載の文章とを比べると、後者では字句が多少省略されている。和訳に当たっては、夫馬進「中国訴訟社会史概論」（同編『中国訴訟社会史の研究』第一章、京都大学学術出版会、二

〇一一年。二十七頁から八頁)を参考にした。

【和訳】

劉基、字は伯温が、元の至正年間(二三四一〜一三六七)に、「監察御史蘇伯脩斷獄記」に寄せて、次のように書き記した。

「先年、朝廷は、天下の裁判が明確でないのを憂慮して、官を派遣して、再審理して判決させました。私はその当時、山の中に居て、人がその事を噂するのを聞きました。再審理を行う官が各地にやって来ようとする時、山岳は震動し、今にも雷雨になりそうで、北風が木の枝を鳴らし、稲光が目をくらませました。豪民や猾吏は、鼠のように逃げ隠れましたが、皆、罪を免れることができないことを覚悟しました。権利を侵害され、恨みを抱いている民は皆、眉をひらき、首を伸ばして、乾いた葉が滋雨を待っているようでした。ところが、再審理を行う官が到着しますと、風はやみ、雨も上がり、待ち望んでいた者は、敗軍が帰って来たような有り様で、恐れていた者は、鷹や隼がひもから身を脱して、勢いよく飛び立つことができたような様子でした。

いぶかしく思って、経験を積んで老成した吏人に質問しまし

た。すると、皆、「重大な裁判案件を再審理するときは、必ず判決文を検討します。もしも、判決文に矛盾が無ければ、判決を変更することはできないのです。」と答えました。これを聞いて退出して、私は深くため息をついて、「もしもこのようであるならば、どうして再審理する官を派遣する必要があるでしょうか。」と思いました。そして、判決文の原案を作成する吏人が本当に人を生かしたり死なせたりすることができるのだ、ということを確認したのです。それからまた、「朝廷の本意ではないのである。派遣された官が再審理を慎重に行わなかっただけである。」と人が言うのを聞きました。国子博士の黄先生が叙述した、御史の蘇公が湖北(江南湖北道)で再審理を行った記事を読みますと、蘇公が判決文に拘とどわられた、とどうして言えるでしょうか。湖北一道だけでも、蘇公が一たび巡歴する間に、判決をくつがえした案件が八件あり、また、豪民が吏人の弱味を握って法律の適用を止めさせた事実を摘発したことが数回ありました。他道には冤民がいない、とどうして言えるでしょうか。蘇公がいなかったので冤民が見つからなかったただけのことです。

私は以前、「簡訟(訴訟の数を少なくした)」の名声を得てい

る牧民官（州・県の長官）の様子を観察したことがあります。その法廷に入りますと、草が階段に生えており、その机を見ますと、塵が書類に積もっていました。ぶらぶらと郊外を訪れ、郷村の様子を観察しますと、豪民が横車を押し、怨声が道路に満ちていました。その理由を人に問いますと、「牧民官が訴状を受けつけないので、どこにも訴えようがないからです。」という答えが返ってきました。監察官（原文。大吏）が到着したので冤民が訴えに行きますと、監察官は「当地の牧民官は紛争を生じさせないことができます。民が騒ぎ立てるのは牧民官の罪ではないのです。（民は受けつけるに値しない訴えをしている、という意味）」と言って、すべて牧民官の肩を持って、牧民官が訴えを受けつけない罪を免れさせました。訴えに来た民は皆、屈辱を感じながら立ち去りました。そして、監察官の言葉を周囲の人に伝え、それが人から人へと伝わりましたので、その後は牧民官に訴えに来る民はいなくなりました。その結果、とうとう「簡訟」の名声を得たのです。

ああ、怨恨の感情は、抑えられると闘殺を行わせ、かきたてられると強盗を行わせ、集積すると災害を発生させます。天の作用に反応するのです。これは誰の責任でしょうか。ああ、再

審理を行う人達が皆、蘇公のようであれば、「刑は刑無きを期する」（『書経』大禹謨。第一章第六節を参照。）こと、即ち本当に訴訟がなくなることは難しくないでしょう。

#### 【原文】

劉基（『重刊祥刑要覽』卷一は「基」を「公」に作る。）伯温、元至正中（同上は「元」字の前に「在」字がある。）、題監察御史蘇伯脩断獄記、有曰、徃歲、慮天下断獄未審（『誠意伯文集』卷七は「慮」字の前に「朝廷」二字があり、「審」字の後に「用中書御史台議」七字がある。）、遣官審覆論報。僕時居山間、聞人言之。山岳震疊、如雷雨將至。陰風鳴條、飛電燦目。豪氓猾吏、竄伏如鼠。俱自期不免。銜冤抱痛之民、無不伸眉引項、若槁葉之待滋潤。及至、則風止雨霽。望者如敗軍之婦、畏者如鷹隼之脱繚而得扶搖也。

恠而問于老成更事之人。咸曰、断大獄、必視成案。苟無其陳、不得而更焉。因退而自太息曰、苟如是、烏用審覆者。於是、大信刀筆吏之真能生死人矣。既又聞諸人曰、非朝廷意也。奉命者不恪耳。及觀博士黃先生所叙（『誠意伯文集』卷七は「博士」の前に「国子」二字がある。）、御史蘇公慮囚湖北、曷嘗拘於成案哉。夫以一湖北之地、公一巡歷而所平反者八事（「反」をも

と「居」に作る。『重刊祥刑要覽』卷一及び『誠意伯文集』卷七に從つて改めた。所擿豪右之持吏而尼法者又數事。豈他道之無冤民耶。無蘇公而已矣。

僕往嘗觀牧民官以簡訟名者。入其庭、草生于階、視其几、塵積于牘。徐而訪于其鄉、察其田里之間、則強梁橫行、怨声盈路。問其故曰、官不受詞、無所訴。大吏至則曰、官不生事（誠意伯文集）卷七は「官」字の後に「能」字がある。「能」字を補つて和訳した。民譁非其罪也（同上は「其」を「官」に作る。則皆扶出之。訴者悉含垢去。軼以相告、無復來者。由是、卒獲簡訟之名。

嗚呼、怨憤之氣、拘而為鬪殺、激而為盜賊、鬱而為灾沴。上応乎天、誰之咎哉。嗚呼、使人人如蘇公、刑期于無刑、不難矣。（以上、第二十二丁表第六行から第二十三丁表第六行。）

【訓読】

劉基伯温、元の至正中、監察御史蘇伯脩断獄記に題して曰う有り。往歳、天下の断獄の未だ審らかならざるを慮り、官を遣わして審覆論報せしむ。僕、時に山間に居り、人、之れを言うを聞く。山岳震盪し、雷雨の將に至らんとするが如し。陰風、条を鳴らし、飛電、目を爍す。豪氓猾吏、竄伏すること鼠の如

し。俱に自ら免れざるを期す。冤を銜み痛みを抱くの民、眉を伸ばし項を引かざる無く、槁葉の、滋潤を待つが若し。至るに及べば、則ち風止み雨霽る。望む者、敗軍の帰るが如く、畏る者、鷹隼の、縲を脱して扶揺を得るが如きなり。

恠みて、老成し事を更るの人に問う。成な曰う、大獄を断ずるは、必ず成案を視る。苟くも其の隙無くんば、得て更えざるなり。と。因りて退きて自ら太息して曰く、苟くも是くの如くんば、烏くんぞ審覆する者を用いんや、と。是に於て、刀筆の吏の真に能く人を生死するを大いに信ずるなり。既に又た諸を人より聞く、曰く、朝廷の意に非ざるなり。命を泰ずる者の恪まざるのみ。と。博士黄先生の叙するところの、御史蘇公、湖北に慮囚するを觀るに及び、曷ぞ嘗て成案に拘れんや。夫れ一湖北の地を以てすら、公、一たび巡歴して、平反するところの者八事、豪右の、吏を持って法を厄むる者を擿するところ又た數事。豈に他道の、冤民無からんや。蘇公無きのみなり。

僕、往きに嘗て、牧民官の、簡訟を以て名づくる者を觀る。其の庭に入るに、草、階に生い、其の几を視るに、塵、牘に積もる。徐ろにして其の郷を訪ね、其の田里の間を察すれば、則ち強梁、横行し、怨声、路に盈つ。其の故を問えば、曰く、官、

詞を受けず、訴うるところ無し、と。大吏、至れば則ち曰く、官、事を生ぜず。民の誹するは其の罪に非ざるなり。と。則ち皆、扶けて之れを出だす。訴うる者は悉く垢を含みて去る。転じて以て相い告げ、復た来たる者無し。是れに由り、卒に簡訟の名を獲たり。

嗚呼、怨憤の氣、拘して鬪殺を為し、激して盜賊を為し、鬱して灾沴を為す。上、天に応ず。誰の咎なるか。嗚呼、人人をして蘇公の如くならしめば、刑は刑無きを期すること、難からざるなり。

冒頭に「劉基伯温、元の至正中、監察御史蘇伯脩断獄記に題して曰う有り。」とあるが、「監察御史蘇伯脩断獄記」とは、蘇伯脩が書いた「断獄記」という意味ではなく、元の黄潛（一二七七～一三五七）が書いた「蘇御史治獄記」を指す。『金華黄先生文集』（『統修四庫全書』所収）卷十五に収められている。黄潛は、字は晋卿、延祐二年（一三一五）の進士。台州路寧海県丞、紹興路諸暨州判官を経て、国子博士、翰林直学士、侍講学士に任じられた。『元史』卷一八一に伝がある。蘇伯脩は、蘇天爵（一二九四～一三五二）、字が伯脩である。監察御史、

礼部侍郎、吏部尚書、參議中書省事等を歴任し、江浙行省參知政事に在職中に歿した。『元文類』七十巻を編集した。『元史』卷一八三に伝がある。「蘇御史治獄記」の最後に「（蘇）公は今、中書礼部侍郎より、出でて江北淮東道肅政廉訪使と為る。」と記されており、蘇天爵が淮東道肅政廉訪使に任じられたのは順帝の至元五年（一三三九）であるから（『元史』本伝、「蘇御史治獄記」が書かれたのはその頃であることがわかる。

「往歲、（朝廷）天下の断獄の未だ審らかなざるを慮り、官を遣わして審覆論報せしむ。」とあるが、これは文宗の至順二年（一三三一）十二月のことである。『元史』卷三十五、文宗本紀、至順二年十二月辛酉条に「中書省・御史台に詔して、官を遣わして各道に詣らしめ、廉訪司とともに録囚せしむ。」と記されている。蘇天爵は同年十一月に江南行台監察御史に任じられ、翌年正月に湖北道（江南湖北道）に派遣され、慮囚（再審理。「録囚」も同じ。）を行った（『蘇御史治獄記』、『元史』本伝）。湖北道には武昌・岳州・常德・澧州・辰州・沅州・興国・靖州の八路（それぞれ現在の湖北省武漢市の東南、湖南省岳陽市、常德市、澧県、沅陵県、芷江県、湖北省陽新県、湖南省靖州県）、漢陽府（現在の湖北省武漢市の西）、歸州（現在の

湖北省秭帰県の南)が属する。湖北道の「道」は各肅政廉訪司の管轄区域である。肅政廉訪司は道内の官吏を監察する官司である。

### 第三章 善者為法

#### 第一節 于公

岩村藩刊本の第二十三丁表第八行から同丁裏第十行までを第一節とする。岩村藩刊本を含めて、江戸時代の日本で刊行された『祥刑要覧』の末尾(『重刊祥刑要覧』では巻二の末尾)に、「已上、善惡法戒は、為善陰陽・歴代臣鑑等(『重刊祥刑要覧』では「等」字の後に「書」字がある。)に出づ。」と記されているように、「善者為法」「悪者為戒」の章に掲げられている裁判官の逸話のほとんどは、『為善陰陽』『歴代臣鑑』の二書から採られたものである。『為善陰陽』(『四庫全書存目叢書』所収)は、全十巻、明の成祖撰、永楽十七年(一四一九)の御製序がある。百六十五人の伝記を集め、それぞれの後に論断と詩とを附している。『歴代臣鑑』(『四庫全書存目叢書』所収)は、全三十七巻、明の宣宗撰、宣徳元年(一四二六)の御製序がある。

春秋時代から金元代までの人臣の事蹟を集め、「善可為法」「悪可為戒」の二部に分けて収めている。『祥刑要覧』はこの分類をまねたのであろう。

なお、『学海類編』に収められている『棠陰比事統編』の文章は、『祥刑要覧』の「善者為法」「悪者為戒」二章の文章とはほぼ同文であるが、『棠陰比事統編』は、何者かが呉訥の名の下に、『祥刑要覧』の「善者為法」「悪者為戒」二章を抜き出して、「棠陰比事統編」と名づけ、「棠陰比事」の名が似合うように、各節に四字の標題を付け加えたものである(前稿「棠陰比事原編」「棠陰比事統編」「棠陰比事補編」と呼ばれる裁判逸話集について)『法史学研究会会報』第十二号掲載、二〇〇八年)。

#### 【和訳】

漢の于公は、県の獄吏となり、(東海)郡の決曹(被疑者を取り調べ、犯罪事実を認定する部局)の属官に栄転した。犯罪事実の認定が公平であったので、郡の人々は于公のために生祠を立てた。

東海郡(治所は現在の山東省郟城県の北西。)に孝婦がいた。若くして寡婦となり、子を亡くし、大変親切に姑を養っていた。

姑は彼女を再嫁させようとしたが、しまいまで再嫁しなかった。姑は隣人に「孝婦は私の世話をして苦労しています。子供を亡くして、寡婦を貫いているのをかわいそうに思います。私は長年、彼女の重荷になっています。どうしたらよいでしょうか。」と言った。その後、姑は首を吊って自殺した。姑の娘が、寡婦が私の母を殺した、と告訴した。県の獄吏が取り調べたところ、孝婦は嘘の自白をした。孝婦の犯罪事実が認定され、一件書類と孝婦の身柄が郡府に上送された。于公は、「この寡婦は、十年余りに渡って姑を養い続けて、孝婦の評判を得ています。必ず姑を殺してはいません。」と意見を申し上げたが、太守は受け入れなかった。于公は太守と議論したが、太守を説得することができなかった。そのため于公は職を辞して立ち去った。太守はとうとう判決を下して孝婦を死刑に処した。郡内で早魃が三年続いた。後任の太守が到着した。于公が早魃の理由を告げた。太守は、牛を殺して自ら孝婦の塚を祭り、さらに孝婦の墓の前に彼女の守節と孝行とを称える額を掲げた。すると、天は立ちどころに大雨を降らせ、穀物がみのった。郡内の人々は大いに于公を尊敬した。

于公の家の巷門（村の道に面した門）がこわれた。村の代表

呉訥撰・若山拯訓読『祥刑要覽』の訳注（九）

者達が共同でそれを修理した。その時、于公が言った。「門を少し高く大きくして、四頭の馬がひく高蓋車が通ることができるようにして下さい。私は被疑者を取り調べる時に陰徳をたくさん積みました。冤罪を被った人はいません。子孫の中には出世する者が必ずいるでしょう。」その言葉通り、于公の子の于定国は丞相となり、西平侯に封じられ、孫の于永は御史大夫となり、宣帝の長女の館陶公主の婿になった。侯に封じられることが代々絶えなかった。

#### 【原文】

善者為法

漢于公、為縣獄吏（『漢書』卷七十一、『為善陰隲』卷一は「吏」を「史」に作る）、遷郡決曹掾（「曹」はもと「曹」に作る。「掾」字は『漢書』『為善陰隲』『歷代臣鑑』卷二ともに無し）。決獄平。郡中為之立生祠。

東海有孝婦。少寡亡子、養姑甚謹。姑欲嫁之、終不肯。姑謂鄰人曰、孝婦事我勤苦。哀其亡子守寡。我久累之。奈何。後姑自經死。姑女告婦殺我母。吏驗治。孝婦自認服。具獄上府。于公以為、此婦養姑十餘年、以孝聞。必不殺也。太守不聽、于公争之、弗能得。因辞去。太守竟論殺孝婦。郡中枯旱三年。後太

守至。公告其故。太守殺牛自祭孝婦家、因表其墓。天立大雨、歲熟。郡中大敬重于公。

其巷門壞。父老方共治之。于公謂曰、少高大、令容駟馬高蓋車〔高蓋車〕をもと〔高車蓋〕に作る。『漢書』『為善陰隲』『歷代臣鑑』『重刊祥刑要覽』卷二に從つて改めた。我治獄多陰德。未嘗有所冤。子孫必有興者。至其子定国、果為丞相、封西平侯。孫永為御史大夫、尚宣帝長女館陶公主。侯封不絶。(以上、第二十三丁表第八行から同丁裏第十行。)

【訓読】

漢の于公、県の獄吏と為り、郡の決曹掾に遷る。獄を決すること平らかなり。郡中、之れが為めに生祠を立つ。

東海に孝婦有り。少くして寡となり、子を亡くす。姑を養うこと甚だ謹む。姑、之れを嫁せしめんと欲す。終に肯ぜず。姑、隣人に謂いて曰く、孝婦、我れに事えて勤苦す。其の、子を亡くし寡を守るを哀れむ。我れ久しく之れを累わす。奈何せん。と。後に姑は自ら経れて死す。姑の女、婦、我が母を殺すと告す。吏、驗治す。孝婦は自ら誣服す。獄を具して府に上す。于公以為えらく、此の婦、姑を養うこと十餘年、孝を以て聞こゆ。必ず殺さざるなり。と。太守、聴かず。于公、之れを争うも、

得る能わず。因りて辞し去る。太守、竟に孝婦を論殺す。郡中、枯旱すること三年。後の太守至る。公、其の故を告ぐ。太守、牛を殺し、自ら孝婦の家を祭り、因りて其の墓に表す。天、立ちどころに大いに雨し、歳、熟す。郡中、大いに于公を敬重す。其の巷門、壞る。父老、方に共に之れを治む。于公、謂いて曰く、少しく高大にして、駟馬高蓋車を容れしめよ。我れ獄を治めて陰徳多し。未だ嘗て冤するところ有らず。子孫必ず、興こる者有らん。と。其の子、定国に至り、果たして丞相と為り、西平侯に封ぜらる。孫の永は御史大夫と為り、宣帝の長女、館陶公主を尚す。侯封、絶えず。

この話の出典は『漢書』卷七十一、于定国伝であるが、『祥刑要覽』のこの文章は、『為善陰隲』卷一「于公争獄」及び『歷代臣鑑』卷二「于定国」の文章の写しである。『為善陰隲』は、永楽十七年三月丁巳に完成し、諸王群臣及び国子監、天下の学校に頒賜するよう命じられ、また、今後は科挙の試験問題をその中からも出すよう命じられた(『明太宗実録』卷二一〇)。「歷代臣鑑」は、宣徳元年四月戊寅に完成し、群臣に頒賜された(『明宣宗実録』卷十六)。呉訥は永楽十七年にはまだ官僚に

なっていないなかったが、宣徳元年には行在湖広道監察御史であったから〔猷徴録〕巻六十四、呉公訥神道碑）、『歴代臣鑑』を呉訥は賜わったであろう。

## 第二節 寒朗

岩村藩刊本の第二十四丁表第一行から同丁裏第七行までを第二節とする。和訳に当たっては、吉川忠夫訓注『後漢書』第五冊（岩波書店、二〇〇三年。五五三頁から七頁）、渡邊義浩・高山大毅編『全譯後漢書』第十四冊（汲古書院、二〇〇五年。六十七頁から七十一頁）を参考にした。

### 【和訳】

寒朗（字は伯奇。二六〇一〇九）は、博く経書に通じていた。孝廉科に推挙されて任官した。（永平年間（五八―七五）に）謁者（賓客を導き、上奏を取り次ぐ官）で侍御史（非法を察する官）を兼任し、（永平十三年（七〇）に告発された）楚王の劉英の謀反事件を取り調べた。

被告人の顔忠と王平とが、他の共謀者として、（陰郷侯の）耿建、（朗陵侯の）臧信、（護沢侯の）鄧鯉、（曲成侯の）劉建

呉訥撰・若山拯訓読『祥刑要覽』の訳注（九）

の名を挙げた。耿建らは、今まで顔忠や王平と会ったことがない、と供述した。当時、顯宗（明帝）は激怒していて、官吏は皆、恐れおののいて、共謀者として名が挙げられた人達について、実情を調べて罪が無ければ釈放しようとする者がいなかった。寒朗は、彼らの冤罪を気の毒に思った。耿建らの顔や姿がどのようであるかを顔忠と王平とに自分一人で質問したところ、二人は虚を衝かれて答えることができなかった。そこで寒朗は「耿建らは顔忠と王平とによって誣告されたのです。天下の無罪の人がこのようにして罪を被っていることが多いのではないかと疑います。」と皇帝に申し上げた。

皇帝は寒朗を召して、「耿建らが無罪であるならば、顔忠と王平とはどうして他の共謀者として彼らの名を挙げたのですか。」と質問した。寒朗は「顔忠と王平とは、犯した罪が大逆不道であることを自覚していますので、嘘をついて他の共謀者として多くの人の名を挙げて、それが嘘であるとわかった時に、二人が謀反の罪を犯したという自白もまた嘘であると思われることを期待したのです。」と答えた。皇帝は怒って「この官吏は、（こう考えながらも耿建らを釈放するようすぐに上奏しなかったのであるから）耿建らが無罪でも有罪でも、自分の立場

九（二一九一六）

を守る事ができるよう計っています。すみやかにこの者を引きずり出して下さい。」と言った。寒朗が「私は陛下を欺きません。国家の役に立ちたいだけです。」と言うと、皇帝は「誰があなたと一緒にこのたびの上奏文を作ったのですか。」と質問した。寒朗は答えた。「私は自分の行為が一族皆殺しの刑に当たることを自覚しております。他人を巻きぞえにしようとは思いません。私が考えますに、囚人を取り調べる者は皆、今回の事件の被告人は、凶悪な大罪を犯したとされ、臣僚が共に憎むべき者であるから、今はこの者を釈放するよりも、この者を罪に入れて、後で責任を問われないようにする方がよい、と言っております。そのために、一人を取り調べて十人を罪に入れ、十人を取り調べて百人を罪に入れています。また、大臣高官が朝廷に会集する時に、陛下が現在の政治の良い所と良くない所とを質問しますと、皆が「旧制では、大罪を犯しますと、刑罰が九族（高祖父・曾祖父・祖父・父・本人・子・孫・曾孫・玄孫。あるいは父族四・母族三・妻族二。）に及ぶ定めでしたが、陛下の之恩のおかげで、ただ本人だけに止まることになりました。」と答えます。しかし、皆、家に帰りますと、口

では言いませんが、屋根を仰いで、ひそかにため息をつくの

です。私が言いたいことは申し上げましたので、死んでも後悔ありません。」これを聞いて、皇帝の怒りが解けた。二日後、皇帝は自ら洛陽の牢獄を訪れて、囚人の罪を再審理して、千人余りを釈放した。

建初年間（七六～八四）に、肅宗（章帝）が、寒朗は先帝に忠誠を捧げたので、易県（河間国に属する。現在の河北省雄県の北西。）の長を授ける、と詔した。（二年余り後に）濟陽県（陳留郡に属する。現在の河南省蘭考県の北東。）の令に転任し、母の喪に服するために辞職した。章和元年（八七）、肅宗が東方を巡行し、濟陽県に立ち寄った。すると、県の三老（三老は、県下の各郷に一人ずつ置かれ、教化を掌った。郷三老のうち一人を選んで県三老とした。）と吏人とが、寒朗が県令として行った善政の内容を皇帝に申し上げた。（永元年間（八九～一〇五）に）清河郡（治所は現在の山東省臨清県の東北）の太守に榮転した。（永初三年（二〇九）に）博士に任じられたが、（召されて公車に到った時に）亡くなった。八十四歳であった。

【原文】

寒朗、博通経書、拳孝廉。以謁者、守侍御史。考案楚獄。

有顔忠王平。辞連耿建・臧信・鄧鯉・劉建。建等辞、未嘗与

忠平相見。時顯宗怒甚。吏皆惶恐。諸所連及、無敢以情恕者。朗心傷其寃。以建等物色、獨問忠平、錯愕不能對。乃上言、建等為忠平所誣。疑天下無辜多如此。

帝召問曰、建等即如是、忠平何故引之。朗曰、忠平自知所犯不道。故多虛引、冀以自明。帝怒曰、吏持兩端、促提去。朗曰、小臣不敢欺。欲助國耳。帝曰、誰與共為章。對曰、臣自知當族滅。不敢污染人。臣見考囚者、咸言、妖惡大故、臣子宜同疾。今出之、不如入之可無後責。是以考一連十、考十連百。又公卿朝會、問以得失、皆言、旧制大罪、禍及九族。陛下大恩、截止於身。及其歸舍、口雖不言、而仰屋竊歎。臣言既陳、死無所悔。帝意解。後二日、自幸洛陽獄、審錄、理出千餘人。

建初中、肅宗詔、以朗納忠先帝、拜易原長。遷濟陽令。以母喪去。章和元年、上東巡、過濟陽。三老吏人、陳朗前政治狀。遷清河太守。入為博士、卒。年八十四。(以上、第二十四丁表第一行から同丁裏第七行。)

### 【訓読】

寒朗、博く經書に通じ、孝廉に挙げらる。謁者を以て侍御史を守す。楚獄を考案す。

顔忠・王平有り。辞、耿建・臧信・鄧鯉・劉建に連なる。建

ら辞す、未だ嘗て忠・平と相い見ず、と。時に顯宗、怒り甚し。吏、皆、惶恐す。諸の連及するところ、敢えて情を以て恕す者無し。朗、心に其の寃を傷む。建らの物色を以て、独り忠・平に問う。錯愕して對うる能わず。乃ち上言す、建ら忠・平の誣するところと為る。天下の無辜、此くの如き多からんと疑う。と。

帝、召して問いて曰く、建ら即し是くの如くんば、忠・平、何故に之れを引くか、と。朗曰く、忠・平、犯すところ不道なるを自ら知る。故に多く虚引して、以て自ら明らかにするを冀うのみ。と。帝、怒りて曰く、吏、兩端を持す。促やかに提き去れ。と。朗曰く、小臣、敢えて欺かず。國を助けんと欲するのみ。と。帝曰く、誰かに与に共に章を為る、と。對えて曰く、臣、族滅に当たるを自ら知る。敢えて人を汚染せず。臣、囚を考する者を見るに、咸な言う、妖惡大故は臣子宜しく同に疾むべし、今、之れを出だすは、之れを入れて後責無かる可きにかず、と。是を以て、一を考して十を連ね、十を考して百を連ぬ。又た公卿の朝會にて、問うに得失を以てすれば、皆言う、旧制にては大罪は、禍い九族に及ぶ、陛下の大恩もて、皆言う、身に止まる、と。其の、舍に歸るに及び、口、言わずと雖も、

屋を仰ぎ竊かに歎す。臣の言、既に陳ぶ。死するも悔ゆるところ無し。と。帝の意、解く。後二日、自ら洛陽の獄に幸し、審録して、理めて千餘人を出だす。

建初中、肅宗、詔して、朗、忠を先帝に納るるを以て、易県の長に拜す。濟陽の令に遷る。母の喪を以て去る。章和元年、上、東巡し、濟陽に過る。三老・吏人、朗の前政の治状を陳ぶ。清河の太守に遷る。入りて博士と為る。卒す。年八十四。

右の文章は『後漢書』列伝第三十一、寒朗伝の文章の節略文である。寒朗の話は『為善陰隲』にも『歴代臣鑑』にも記載されてはいない。

### 第三節 郭弘

岩村藩刊本の第二十四丁裏第八行から第二十五丁表第八行までを第三節とする。和訳に当たっては、吉川忠夫訓注『後漢書』第六冊(岩波書店、二〇〇三年。二二二頁から八頁)、渡邊義浩・高山大毅編『全譯後漢書』第十四冊(前掲、三六七頁から七五頁)を参考にした。

#### 【和訳】

郭弘は、潁川郡(治所は現在の河南省禹州県。)の決曹(被疑者を取り調べ、犯罪事実を認定する部局)の属官となり、裁判を行うこと三十年、公平に、思いやりの心で法律を適用したので、郭弘によって罪を決められた者は、後で恨みを抱くことが無かった。郡内の人々は、郭弘を東海郡の于公(本章第一節を参照。)とならべた。九十五歳で亡くなった。

郭弘の子、躬(九四年歿)は、元和三年(八六)に廷尉(郡国から送られてきた疑罪の案件に対して判決を下す官)を授けられた。四十一件の法規について、重い刑を軽い刑に変更すべきである、と箇条書きにして上奏した。彼が疑罪の案件に対する意見を上奏したおかげで、多くの罪人が命を全うすることができた。

郭躬の次男、晔シツは、南陽郡(治所は現在の河南省南陽市。)の太守に至り、立派な政治を行った。郭躬の弟の子、鎮(二二九年歿)は、延光年間(二二二〜二二五)に尚書(中央政府の公文書の発布を主る官)に任じられた。順帝(在位一二五〜一四四)が即位する際のクーデターで大功を挙げ、定穎侯に封じられた。河南尹(京都雒陽を主る。)を授けられ、廷尉に転任

した。

郭鎮の長子、賀は、父の爵位を受け継ぎ、父と同様、廷尉に任じられた。賀の弟、禎もまた、法律をうまく適用することができたので、廷尉に至った。郭鎮の弟の子、禧もまた、延熹年間（一五八―一六七）に廷尉となった。（建寧二年（一六九）に）劉寵（『後漢書』循吏列伝第六十六に伝がある。）に代わって太尉（天下の兵事と功課とを掌る。）となった。郭禧の子、鴻は、司隸校尉（百官及び京師近郡の犯法者を察挙することとを掌る。）に至り、城安郷侯に封じられた。

郭氏は、郭弘以後、数世代に及んで、皆、法律を伝習し、公（太尉を指す。）に至った者が一人、廷尉が七人、侯に封じられた者が三人、刺史（一州に属する郡国の行政を監察する官）・二千石（郡の太守を指す）・侍中（皇帝の左右に侍り、顧問応対することを掌る）・郎将（中郎将。宿衛侍従することを掌る。）に任じられた者が二十人余り、侍御史・正・監（正・監は延尉の属官。）となった者が甚だ多かつた。

### 【原文】

郭弘、為穎（「穎」は「穎」が正しい。）川決曹（「曹」はも

呉詠撰・若山拯訓読『祥刑要覽』の訳注（九）

と「曹」に作る。）掾。断獄三十年、用法平恕。為弘所決者、退無怨情。郡内比之東海于公。年九十五、卒。

子躬、元和三年、拜廷尉。條奏重罪從輕者四十一事。其所奏識、多得生全。

中子晔、至南陽太守。政有名迹。從子鎮、延光中、為尚書。

順帝立、有功、封定穎侯（「侯」はもと「侯」に作る。）。拜河南尹、軫廷尉。

長子賀、襲封、復遷廷尉。賀弟禎、亦以能法律至廷尉。鎮弟子禧、延熹中、亦為廷尉。代劉寵為太（「太」はもと「大」に作る。）尉。禧子鴻、至司隸校尉、封城安郷侯。

郭氏、自弘後数世、皆伝法律、務尚平恕。子孫至公者一人、廷尉七人、侯者三人、刺史・二千石・侍中・郎将（『後漢書』郭陳列伝第三十六は「侍中郎将」を「侍中郎将」に作る。）者二十餘人。侍御史・正・監者甚衆。（以上、第二十四丁裏第八行から第二十五丁表第八行。）

### 【訓読】

郭弘、穎川の決曹の掾と為る。獄を断ずること三十年、法を用いること平恕たり。弘の決するところと為る者、退きて怨情無し。郡内、之れを東海の于公に比す。年九十五にて卒す。

子の躬、元和三年、廷尉を拜す。重罪の、軽きに從う者四十一事を条奏す。其の奏讞するところ、多く生全するを得たり。

中子の晔、南陽太守に至る。政、名迹有り。從子の鎮、延光中、尚書と為る。順帝立つ。功有り。定潁侯に封ぜらる。河南尹を拜す。廷尉に転ず。

長子の賀、襲封す。復た廷尉に遷る。賀の弟、禎も亦た、法律を能くするを以て廷尉に至る。鎮の弟の子、禧、延熹中、亦た廷尉と為る。劉寵に代わりて太尉と為る。禧の子、鴻、司隸校尉に至る。城安郷侯に封ぜらる。

郭氏は、弘より後、数世、皆、法律を伝え、務めて平恕を尙ぶ。子孫、公に至る者一人。廷尉七人。侯たる者三人。刺史・二千石・侍中・郎將たる者二十餘人。侍御史・正・監たる者甚だ衆し。

この話の出典は『後漢書』郭陳列伝第三十六、郭躬伝である。『祥刑要覽』のこの文章は、『後漢書』郭躬伝及び『為善陰騭』卷二「郭躬寛平」の文章の抜き書きである。なお、この話に登場する郭氏の系図を掲げておく。

郭氏の系図

